○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町三方字滝ノ尻乙二二四八、乙二二五四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字鹿之瀬九二〇の一五四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十一月二十六日農林水産省告示第二千二百七十三号、平成十三年四月二十三日農林水産省告示第五百六十九号、平成十四年三月二十二日農林水産省告示第八百十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市小野字北尾三一の一、字丈ヶ方九七・九七の一・九七の五・九八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九九、字竹ヶ下一〇〇の一・一〇〇の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇の三、一〇〇の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬拔一三〇一の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三〇二の一一三・一三〇二の一二〇・一三〇二の一二三・一三〇二の一二四（以上四筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字樅鶴二七〇八の三、二七〇八の八、二七一四の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樅鶴二七〇八の三・二七〇八の八・二七一四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字朝畑二二二五の六、二二二五の九、二二二五の二四、二二二五の三九、二二二五の四〇、二二二五の四九、字イボ岩二二三五の三九、二二二五の四〇、二二二五の四九、字イボ岩二二三五の三・字焼山二二三五の二・二二三五の三・字焼山二二三五の一二から二二三五の一四まで・二二三五の一九・二二三五の二八・二二三五の三六（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝畑二二二五の六・二二二五の九・二二二五の二四・二二二五の三九・二二二五の四〇・二二二五の四九・字イボ岩二二三五の三・字焼山二二三五の二・二二三五の三・字焼山二二三五の一二から二二三五の一四まで・二二三五の一九・二二三五の二八・二二三五の三六（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三宅川支渓